

2021  
No.135

5

広報

# うるぎ

- ホームページ <http://www.urugi.jp>
- Eメール [somu@urugi.jp](mailto:somu@urugi.jp)
- 総務課 [somu2@urugi.jp](mailto:somu2@urugi.jp)
- 産業課 [sangyo@urugi.jp](mailto:sangyo@urugi.jp)
- 村づくり総合推進室 [kankou@urugi.info](mailto:kankou@urugi.info)
- 住民課 [jumin@urugi.jp](mailto:jumin@urugi.jp)
- 教育委員会 [kyoiku@urugi.info](mailto:kyoiku@urugi.info)

発行・編集／売木村役場総務課  
印刷／龍共印刷株式会社



売木保育所 散歩中に撮影

## 主な内容

- 議会だより・売木村の村税等の納付月一覧表……2～3
- 令和3年度当初予算概要……4
- 介護保険料の改定……5
- 若者育成基金支援制度のご案内……6
- コロナワクチン接種のお知らせ・行政相談委員……7
- 新職員、学校の先生の紹介……8



私たちの村（3年4月末日現在）

人口 521人／男 237人／女 284人／世帯数 271戸／交通死亡事故ゼロの日 3,483日

# 議会だより

## 売木村議会定例会

令和3年第1回売木村議会定例会が3月10日から19日まで10日間の会期で開催されました。付議事件29件が上程され、原案どおり可決されました。主な内容は次のとおりです。

**①「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書について**  
(不採択)

### 請願

### 条例

**①**議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
**②**売木村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

**③**職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について  
**④**過疎地域に係る税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

**⑤**売木村福祉医療費支給条例の一部を改正する条例制定について

**⑥**売木村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

**⑦**介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

**⑧**売木村介護保険条例の一部を改正する条例制定について

## 令和3年度予算

令和3年度売木村一般会計他7特別会計予算について、全て原案どおり可決されました。(詳細については5ページをご覧ください。)

## 補正予算

**①**令和2年度売木村一般会計補正予算(第7号)について(58,475千円減額・村有林造成事業費減、村道改良工事費減)

**②**令和2年度売木村国民健康保険特別会計(国民健康保険事業)補正予算(第4号)について(414千円増額・療養給付費増)

**③**令和2年度売木村国民健康保険特別会計(診療施設事業)補正予算(第3号)について(1,086千円減額・診療収入減)

**④**令和2年度売木村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について(1,332千円減額・後期高齢者医療保険料減)

**⑤**令和2年度売木村介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)について(1,200千円減額・特例居宅介護サービス給付費減)

**⑥**令和2年度売木村介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第4号)について(2,245千円減額・居宅介護サービス費収入減)

**⑦**令和2年度売木村簡易水道特別会計補正予算(第5号)について(856千円減額・災害復旧工事費減等)

**⑧**令和2年度売木村下水道事業特別会計補正予算(第3号)について(4,420千円減額・施設修繕工事費減)

### 人事

**①**売木村教育長の選任につき同意を求めることについて(飛矢崎和芳氏 同意)

**②**売木村監査委員の選任について(金田國茂氏 同意)

### その他

**①**売木村公の施設の指定管理者の指定について(村民憩の家)の施設を森のゆめ企画合同会社に指定管理者指定(3年間)

**②**売木村公の施設の指定管理者の指定について(長下、岩倉、軒川、南二、南一の集会所及び郷土文化保存伝習館の各施設を各集落及び老人クラブに指定管理者指定)

## 一般質問

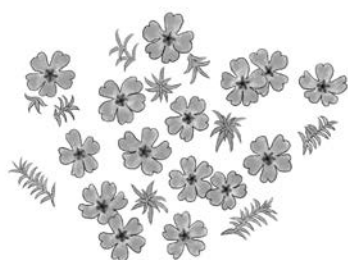
### ①代田昌子議員

集落支援員制度について、どのように認識しているか。現在の支援員の活動内容との部分で制度とマッチしているのか。また、今後の集落支援員の採用と管理についてはどうしていくのか。

### 村長答弁

過疎地域等に所在する集落の多くにおいては、人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、身近な交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加など重大な問題となっております。集落の住民が集落の問題を自らの課題として捉え、市町村がこれに十分な目配りをしたうえで施策を実施していくことが有効な方策と考えられると、言う事から平成20年に集落支援員制度が創設されました。

本村では集落の単位としては村全体を集落として進めております。集落支援員は今までに12名となり、9名が協力隊からになります。現在は7名が活動しております。



参考までに協力隊は、現役も含めて平成24年度から今年度まで22名で17名が定住されております。

活動としては移住交流の推進、特産品を生かした地域おこし、農山漁村教育交流、環境整備、集落の活性化、住民の生活維持等の分野で活動いただいておりますが、集落点検等の活動についてはできていないのが現状であり、今後は集落点検も行っていただき現状と課題について洗い出し、集落内での支えあいなどについてもわかりやすく整理することも活動の一つとして行けたらと思っております。また、集落対策に関わる活動内容の公表が十分に行われておりませんので、今後改善していきたいと考えております。

## 売木村の村税・使用料等の納付月一覧表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
個人県村民税（普通徴収）			1期		2期		3期			4期			年4回
個人県村民税（特別徴収）	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
個人県村民税（年金特徴）	仮		仮		仮		○		○		○		年6回
固定資産税		1期		2期				3期			4期		年4回
軽自動車税	○												年1回
国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期	毎月
後期高齢保険料（普通徴収）	△	△	△	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	毎月
後期高齢保険料（年金特徴）	仮		仮		仮		○		○		○		年6回
介護保険料（普通徴収）	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期	毎月
介護保険料（年金特徴）	仮		仮		仮		○		○		○		年6回
住宅使用料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
簡易水道使用料	○		○		○		○		○		○		年6回
下水道使用料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月
C A T V使用料						○						○	年2回

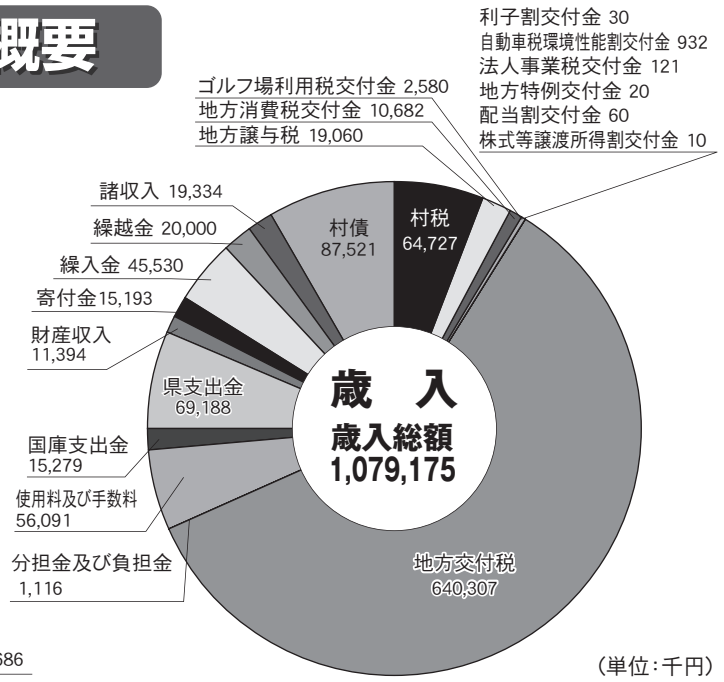
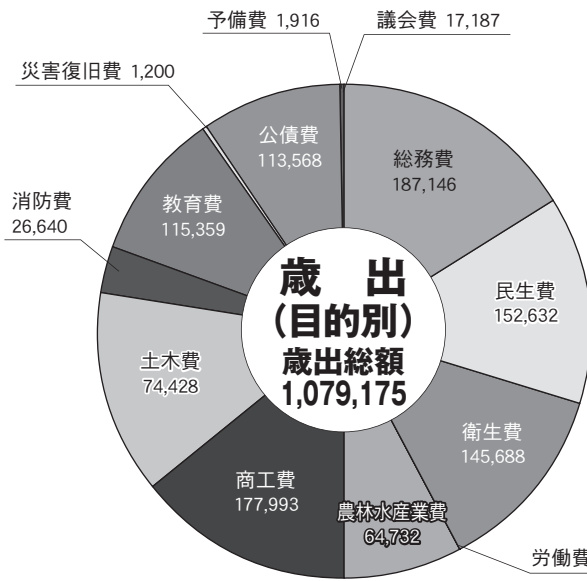
### ★納付は便利な口座振替をご利用ください！

税金、使用料等の納付は口座振替をおすすめします。口座振替は現金を持ち歩く必要がなく安全で便利です。自動的に口座から引落としとなるため、納付したことが預貯金通帳に記載され、うっかり納付を忘れてしまうこともありません。希望される方は、みなみ信州農協・飯田信用金庫は各金融機関窓口が役場で、ゆうちょ銀行は郵便局窓口でお申し出ください。現在口座振替されている方は、当初の納税通知書等をご確認いただき、残高不足とならないよう振替日の4～5営業日前までに預金残高の確認をお願いします。なお、毎月の領収書は発行されませんので、金融機関の通帳でご確認をお願いします。

### ★納付書が一部変更になりました

令和3年3月から、住宅使用料・簡易水道使用料・下水道使用料・CATV使用料等の納付書様式が変更となりました。

# 令和3年度 当初予算概要



## ●会計別前年比

(単位:千円)

会計別	予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
一般会計	1,079,175	1,155,000	△ 75,825	△ 6.6%
特別会計				
国保特別会計	63,053	53,177	9,876	18.6%
直診特別会計	64,053	69,044	△ 4,991	△ 7.2%
簡水特別会計	72,816	76,798	△ 3,982	△ 5.2%
下水特別会計	67,704	73,077	△ 5,373	△ 7.4%
介護保険特別会計	109,948	114,357	△ 4,409	△ 3.9%
後期高齢者医療特別会計	8,931	10,235	△ 1,304	△ 12.7%
介護サービス特別会計	53,737	54,999	△ 1,262	△ 2.3%
小計	440,242	451,687	△ 11,445	△ 2.5%
合計	1,519,417	1,606,687	△ 87,270	△ 5.4%

## ●地方消費税引き上げ分の使途について

地方消費税率引き上げによる地方消費税交付金の増収分は、地方税法に基づき全て老人福祉費へ充当しています。

『歳入』 地方消費税率引き上げによる地方消費税交付金の増収分 5,524千円

『歳出』 (単位:千円)

事業名			経費	財源内訳	
(款)	(項)	(目)		特定財源	一般財源
民生費	社会福祉費	老人福祉費	73,389	4,848	63,017
				5,524	

## ●「売木村の将来展望」に基づく自立に向けた見直し(事業)

見直し区分	項目	内容
情報通信	ケーブルテレビ	CATV局運営、ケーブルインターネットによる増速化
"	防災行政無線	固定系デジタル化対応完了、移動系スプリアス化、広域消防対応
教育・産業	学校給食	地産地消推進のため売木産米の確保、給食費保護者負担の無料化
在宅福祉	介護サービスの充実	デイサービス、短期入所利用増に向けた体制整備
観光	特産品、イベント、誘客	イベントによる誘客、農家民泊支援、メディアによるPR
公共交通	路線バス運行	南部公共バス、村民バスの運行
生活安全	街路灯新設更新	電灯のLED化による省エネ、維持費削減
産業振興	起業、設備投資支援	産業振興資金支援、経営体育成支援、農地流動化促進事業
公民館活動	文芸祭、冬季大学	活動推進
下水道料金	課金方法検討	従量制の検討水道・下水道料金H31年度より改定
小中学校	学校運営、山留事業	山村留学事業継続(村直営に変更)による教育の充実

## ●「売木村の将来展望」に基づく自立に向けた取り組み

見直し区分	項目	実施内容
人件費	議会議員報酬	条例で定められた額の8.0~10.0%削減定数7名
"	常勤特別職給与	条例で定められた額の村長7.8%、副村長5.0%、教育長4.9%削減本則額減額
"	常勤一般職給与	条例で定められた額の0.0%~9.0%削減(総額の3%)
執行体制	人材育成	地域おこし協力隊員6名 集落支援員7名
学校運営	学級編成	小中学校複式学級解消
自然休養村施設	管理運営	自然休養村センター・憩いの家・道の駅指定管理
道路維持	村道改良	住民による施工、過疎計画(H28~R2)
道路除雪	私道等生活道	雪かきお助け隊の設置
農林業	有害鳥獣対策	住民による獣害防止柵管理

# 令和3年4月から介護保険料を改定しました

第8期介護保険計画においては、全国的に介護サービスを利用される人の増加が見込まれています。

売木村でも介護サービスを利用する人の増加が見込まれ、介護サービス給付費の増加（近年は村外の施設利用による増加）と人口の減少等により、第7期介護保険計画と比べ標準保険料（第5段階）で月額700円の増額となりました。被保険者の皆様のご理解をお願いします。

## 介護サービス給付費の推移

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護サービス給付費	107,457	106,093	112,730	106,194	97,415	106,160
居宅介護サービス費	34,429	29,958	35,060	37,681	36,758	40,710
施設介護サービス費	57,648	59,308	59,580	52,346	44,067	46,835
その他	21,744	20,386	22,866	16,167	16,590	18,615
第1号被保険者数	271人	262人	259人	253人	251人	244人

第7期標準保険料月額（第5段階） 6,100円

第8期標準保険料月額（第5段階） 6,800円

第8期保険料の対象となる期間は

令和3年度から令和5年度までの3年間です。

所得段階	対 象 者	保険料率	2年度までの 保険料年額	3年度からの 保険料年額	比較
第1段階	村民税非課税世帯で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	標準保険料×0.30	21,960円	<b>24,480円</b>	2,520円
第2段階	村民税非課税世帯で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が年間80万円超120万円以下の方	標準保険料×0.50	36,600円	<b>40,800円</b>	4,200円
第3段階	村民税非課税世帯で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	標準保険料×0.75	51,240円	<b>57,120円</b>	5,880円
第4段階	世帯の誰かに村民税が課税されているが、本人は村民税非課税で公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	標準保険料×0.90	65,880円	<b>73,440円</b>	7,560円
第5段階	世帯の誰かに村民税が課税されているが、本人は村民税非課税で第4段階以外の方	標準保険料	73,200円	<b>81,600円</b>	8,400円
第6段階	本人が村民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	標準保険料×1.20	87,840円	<b>97,920円</b>	10,080円
第7段階	本人が村民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	標準保険料×1.30	95,160円	<b>106,080円</b>	10,920円
第8段階	本人が村民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	標準保険料×1.50	109,800円	<b>122,400円</b>	12,600円
第9段階	本人が村民税課税で合計所得金額が320万円以上の方	標準保険料×1.70	124,440円	<b>138,720円</b>	14,280円

※介護保険料は、前年所得が確定する6月に本算定を行い、その年度の保険料が確定します。令和3年度の保険料は、普通徴収では8月以降、特別徴収では10月以降の保険料に反映されます。

※第1号被保険者とは、65歳以上の方です。

## 若者育成基金 支援制度のご案内 令和3年3月末日現在

若者育成基金は、後継者の育成、定住促進のための支援制度を設けています。対象となると思われる制度がありましたら、早めに売木村役場総務課へご相談ください。

### ○結婚祝金

売木村に居住する40歳以下の夫婦。

交付金額 300,000円

### ○出産祝金

売木村に親子ともに居住し、出産に係る父母。

第1子	50,000円
第2子	100,000円
第3子以降1人につき	200,000円

### ○U・Iターン助成金

売木村に40歳以下でU・Iターンし、引き続き1年以上居住している者。

交付金額	夫婦	200,000円
子ども一人当たり	15歳未満	50,000円
	15歳以上	15,000円
単身(寡婦(夫)を含む)		100,000円

### ○後継者助成金

新規学卒者で、卒業該当年度内に売木村に居住して本人、父母に永住の意思がある者。

居住、就労の日から起算して1年以上経過後に資格取得。

交付金額 100,000円

### ○人材育成事業

国県等の行う研修会への参加、村内団体の行なう研修事業、交流、イベントなどに対しても助成金の交付対象となる事業があります。(いずれも報告義務有り)

### ○通勤助成金

売木村に居住して、売木村以外にある事業所に安定的に勤続し、月15日以上通勤している者。

交付金額 1ヶ月当たり 3,000円

いずれの支援制度も年齢、住所用件のほか、申請期間、その他の条件等の細かい取り決めがありますので、事前に役場総務課までご確認ください。村税の滞納、公共料金等の未払いがある場合はいずれも対象となりません。

お問い合わせ先 売木村役場総務課 TEL 28-2311

### ◆企業版ふるさと納税により

多額のご寄付をいただきました。(令和3年4月)

・株式会社 ミダック 様

寄付金は、これからの村づくりに活用させていただきます。



お知らせ

新型コロナウイルスワクチン接種について

売木村は、65歳以上の方（昭和32年4月1日以前に生まれた方）から順次接種を開始していきます。その他の方については、接種体制やワクチンの準備が出来ましたら順次接種を開始する予定ですので「接種券」及び「予診票」が届くまでお待ちください。

3月の接種希望調査と変更がある方は住民課まで連絡をお願いします。

☆☆☆ 65歳以上の方の日程は以下のとおり予定しています ☆☆☆

- 1 日時 1回目：令和3年5月23日（日） 9時接種開始  
2回目：令和3年6月13日（日）

◎接種体制及びワクチンの関係上、人数で受付時間を決めていますので、通知した時間にお越しください。受付時間以外はお待ちいただくこととなりますのでご了承ください。

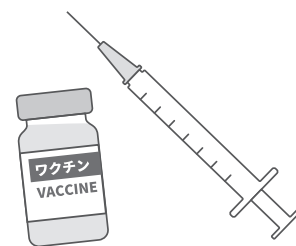
◎接種会場まで送迎が必要な方は住民課へ連絡をお願いします。

- 2 場所 文化交流センター ぶなの木

- 3 持ち物（通知に同封している書類）

- \*接種券（シール状のもの）
- \*予診票（白色用紙）
- \*本人確認書類（運転免許証・健康保険証）

★健康保険証については必ずお持ちください。



<問い合わせ先> 売木村役場 住民課 TEL28-2311

総務大臣から、売木村担当の行政相談委員に、代田浩雄さんが委嘱されました。



行政相談委員に 代田浩雄さん 委嘱

行政相談委員は、行政などについての相談に応じてアドバイスをしたり、関係する役所などに連絡したりする役割などに連絡したり定例相談のほか、自宅でも皆さんのご相談に応じますので、困ったこと、分からないことなど一人で悩まず、お気軽に相談してください。

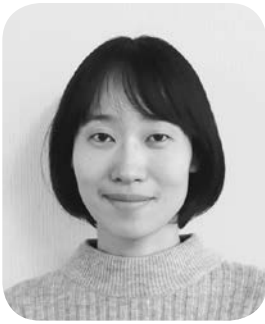
8月3日は司法書士の日です!

司法書士事務所における「相続登記特別無料相談」  
～相続の心配ごとを解決しませんか?～

- ◆日時：令和3年8月2日（月）～8月6日（金）  
午前9時から午後4時まで
- ◆場所：県内各司法書士事務所  
(必ず電話でお問い合わせの上お出かけください。)
- ◆相談料：無料
- ◆予約：相談を希望する司法書士事務所に直接お問い合わせください。
- ◆相談例：相続登記の義務化や国庫帰属の制度について教えてほしい  
土地の登記名義が先々代のままとっている実家が相続登記をせずに空き家となっている妻(夫)に全財産を相続させたいが、どうすれば…  
法定相続情報証明制度について教えてほしい  
法務局で遺言を預かってもらえる制度について教えてほしい
- ◆問合せ先：長野県司法書士会(TEL.026-232-7492)

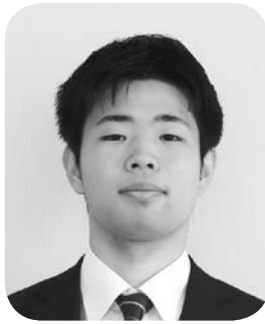
☆お近くの司法書士事務所へお問い合わせの上、お出かけください。お近くの司法書士事務所については、長野県司法書士会(026-232-7492)へお問い合わせいただくか、当会ホームページに掲載している会員名簿をご覧ください。

## 新職員紹介 4月1日付



赤土 かよ  
(地域おこし協力隊)

売木村には5年前から通っており、今回地域おこし協力隊として村に移住することができ大変嬉しいです。空き家に関する活動とともに、村民の皆様が楽しめる場所作りにも取り組みたいと思います。よろしくお願いたします。



中村 佑弥  
(住民課)

4月1日より住民課に入庁しました中村と申します。福祉医療や後期高齢などを担当しています。村民のみなさまの生活をよりよくしていきたい業務に励ませていただきますので、よろしくお願いたします。



富澤 友輔  
(総務課)

県から研修派遣で参りました。松本市の出身です。防災や広報等を主に担当します。土地になじみもなく、仕事内容も今までとは異なり、新しいことだらけですが、業務に励んでいきたいと思っております。よろしくお願いたします。

## 学校の先生の紹介



廣田 有紀先生



伊東真悠子先生



福澤 颯太先生



降旗 未来先生



木下 篤史先生

### 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和3年4月分から令和4年3月分までの国民年金保険料は、月額16,610円です。

保険料の納付方法は、納付書のほか、クレジットカードやインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替があります。

毎月の保険料の納付期限は、「翌月の末日」です。

なお、所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合などの臨時特例措置もありますので、村役場住民課へご相談ください。

### 国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態で、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合がありますので、必ず納付期限までに納めてください。

経済的な理由等で、国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる制度がありますので、住民登録をしている市(区)町村役場の国民年金窓口で手続きをしてください。

令和3年度分(令和3年7月分から令和4年6月分まで)の免除等の受付は令和3年7月1日から開始されます。

また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、村役場住民課または年金事務所へご相談ください。